

法令適用事前確認手続（照会書）

2014年10月31日

国土交通省 自動車局旅客課長 殿

照会者名：株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役 守安 功
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

下記について、照会いたします。

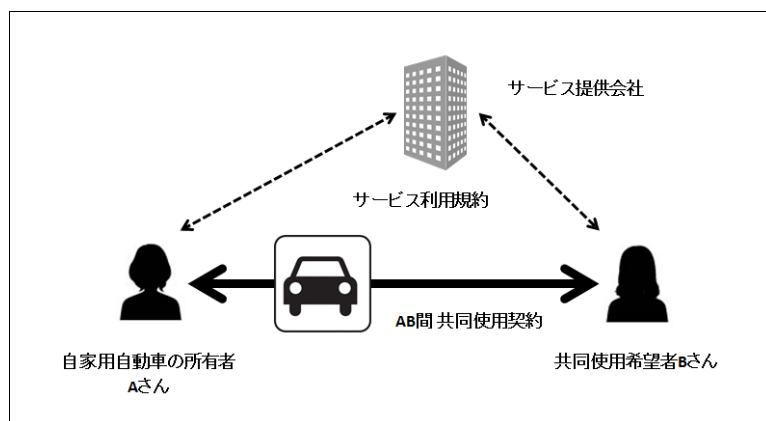
照会及び回答内容が、第4項の期間の後、公表されることに同意いたします。なお、期間の経過にかかわらず、照会者名（商号、代表者名、住所）、下記第4項（のうち延期の期間及び延期の理由のみ）及び第5項については非公表の維持をお願い申し上げます。

記

1. 法令名および条項

道路運送法第80条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実



図：本サービスを利用した場合の関係図の一例

(1) 本サービスの概要

当社（上図参照、サービス提供会社に該当する。）は、地域における生活者を中心としたサービスを提供する目的で、車輛の所有者兼使用者 A（上図参照、以下、「A（保有者）」という。）及び当該自家用自動車の共同使用を希望する B（上図参照、以下「B（共同使用者）」という。実際には、C、D・・・と複数人になることが想定される。）間の共同使用に係る契約（以下、「共同使用契約」という。）を媒介・支援するためのインターネットサービス（以下、「本サービス」という。）の提供を検討している。

なお、本サービスを利用するにあたって、共同使用契約の締結を希望する者（上図においては、A（保有者）及びB（共同使用者））は、当社の定める約款（以下、「サービス利用規約」という。）に同意し、当社との契約関係に入ることを要するものとする。

(2)本サービスの構成要素

本サービスを構成する主な事実は、下記の通りである。

①「長期継続的な契約関係・利用関係」を確保するための施策

- ・ A（保有者）及びB（共同使用者）が、両者間で「共同使用契約」を締結することをサービス利用規約上義務付ける。
- ・ 本サービスにおいて、人的な信頼関係を構築することを目的として、A（保有者）及びB（共同使用者）間の「共同使用契約」締結に際して、相互の属性を閲覧できる機能を実装する。
- ・ A（保有者）及びB（共同使用者）間の共同使用に関する情報を交換するためのコミュニケーション機能を実装する。
- ・ 共同使用契約の契約期間は、一定期間以上（例えば、6ヶ月以上）とすることを、サービス利用規約上義務付ける。

②「共同で車両の整備・管理」を行うことの義務付け

- ・ B（共同使用者）が車両の共同使用開始前に、その都度、対象となる車両の点検を行うことを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 上記点検において適切な使用を妨げる問題をB（共同使用者）が認識した場合、A（保有者）と連携して問題を解消することを、サービス利用規約上義務付ける。

③A（保有者）が、道義に反するようリスクを負担又は利益を享受しないための義務付け

(保険加入)

- ・ B（共同使用者）が保険に加入することを、サービス利用規約上義務付ける。

(点検等)

- ・ 車両不備による事故発生を防ぐため、必要な書類を当社へ提出することを、サービス利用規約上義務付ける。

(盗難等)

- ・ 車両の盗難や置き捨て防止に関する措置を講じる（例えば、ユーザーが使用時のモラル等について相互に相手进行评估・反映できるポイント制度）。
- ・ 共同使用者（B）が保有者（A）に不法な損害（反則金の未納付などの事案を含む。）を与えた場合に当該損害を補償する内容を共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。

(利用料)

- ・ B（共同使用者）からA（保有者）へ支払う「共同使用料」については、A（保有者）が定める。但し、サービス提供会社は、A（保有者）が設定において参酌することを目

的とした共同使用料に関するガイドラインを提供する。「共同使用料」は、貸渡の対価を含むものではなく、ガソリン代、オイル交換代、自動車税、12ヶ月点検に係る費用、自賠責の保険料、車検費用、タイヤ費用、駐車場代、車両本体の取得費（経年劣化に係る部品交換費用を含む。）、洗車代・清掃・車内外の美観維持に要する費用等の維持費（車両の維持に必要とされる実費）を基礎に按分された額をいう。

・サービス提供会社は、(i) 共同使用者（上図では B（共同使用者））から、共同使用料及び本サービスの運営に係る費用等を取得し、(ii) 本サービスの運営に係る費用等を控除した上で、(iii) 保有者（上図では A（保有者））へ支払いを行う。但し、共同使用の機会毎に精算するものではなく、毎月月末締めを行うなど一定の期間分についての精算を行うこととする。

・また、サービス提供会社は、(iv) 保有者（上図では A（保有者））から、本サービスの運営に係る費用等を取得する。

④その他

・一定の車種（例えば、積載量5トン以上のトラック、マイクロバス）について、本サービスの対象外とすることを、サービス利用規約上定める。

・車両の転貸が第三者との契約上禁止されている場合（例えば、リースにおいて契約上禁止されている場合）について、本サービスの対象外であることをサービス利用規約上定める。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

本サービスは同法第80条第1項の適用を受けない。

(2) 根拠

（上記態様において）共同使用契約に基づいて発生する共同使用料は、貸渡の対価を含むものではなく、維持費（車両の維持に必要とされる実費）を按分したものであり、「有償で貸し渡（す）」（道路運送法第80条第1項）に該当する態様ではない。したがって、同法第80条第1項本文の許可を要しないと解される。

4. 公表の延期の希望

希望する

延期の期間：回答の日から7ヶ月

延期の理由：

・弊社が現時点で見積もっている「システム開発」に要する期間は最低7ヶ月（早くても2015年4月）であり、本サービスのリリース前までは、特に高度な営業秘密に属します。

・本件照会及び回答が、本サービスのリリース前に公表された場合には、外資系を含む他のインターネット事業者などが容易に模倣し参入する可能性があります（既存のシステム流用等により、弊社より先に類似サービスをリリースする事態も十分に想定

されます)。したがって、リリース前の公表は、公正な競争の面でも、不測の損害を生じさせるおそれがございます。

・以上の理由から、回答の日から7ヶ月の延期をお願いする次第です。

5. 連絡先

〒150-8510

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ

株式会社ディー・エヌ・エー

経営企画本部 法務部

(本件担当 : 渡部 友一郎)

(以上)